

平成22年度 市民参加の実施状況報告書(対象区分順)

資料5

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施時期	備考欄	担当課
1	条例の 制定・改廃	市民参加条例の制定	安城市自治基本条例第14条の規定に基づき、市民参加の基本的な事項を定めることにより、市民参加の推進を図り、もって市民が主役の自治の実現に寄与するための条例を制定する。	審議会等	6～1月(4回)		市民活動課
				パブリックコメント	12/6～1/5		
				ワークショップ	4～2月(11回)		
2	条例の 制定・改廃	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正(資源ごみ持ち去り禁止条項の追加)	ごみステーションに出されたごみを市又は市が委託した業者以外の者が持ち去ることを禁止し、持ち去りを行った者に対して、禁止命令、告発を行う。罰則として、20万円以下の罰金刑を科す規定を設ける。	パブリックコメント	6/15～7/14		環境保全課
3	計画の 策定・変更	第5次行政改革大綱の策定	平成22年度で第4次行政改革大綱の計画期間が終了し、新たに第5次行政改革大綱を策定する。策定にあたり、行政改革懇話会の委員の方から意見をいただいたり、パブリックコメントを実施する。	審議会等	4～1月(6回)	審議会等(行政改革懇話会)	経営管理課
				パブリックコメント	H23 3/22～4/21		
				担当部会	6～9月(9回)		
4	計画の 策定・変更	ICT推進基本計画	「安城市総合計画」を情報化の面から補完する計画と位置付け、安城市の行政運営と市民サービスにおける、ICT推進の基本的な考え方や実施すべき施策を示すもの。	パブリックコメント	1月～2月(1回)	意見0件	情報システム課
5	計画の 策定・変更	第3次安城市障害者福祉計画の策定	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」で、障害者施策の方向性を示す基本的な計画を策定する。	審議会等	H21.10月～H23.2月(6回)		障害福祉課
				パブリックコメント	12/1～1/4		
6	計画の 策定・変更	あんジョイプラン6の策定	高齢者が健康で生きがいを持ち、また介護が必要となっても安心して暮らせるよう、老人福祉事業及び介護保険事業の各種施策を効率的に実施する計画を策定する。	審議会等	1月、3月(2回)		介護保険課
				ワークショップ	2月(3回)		
				アンケート	12/6～1/5		
7	計画の 策定・変更	食料・農業・交流基本計画中間見直し	農業が支える安全で安心な暮らし作りを実現するための計画について、策定から5年が経過し、これまでの成果を検証。目標を達成した施策や指標など見直し改訂する。	審議会等	8～2月(4回)		農務課
				パブリックコメント	1/7～2/7		
8	計画の 策定・変更	環境基本計画の改定	環境を取り巻く社会情勢への対応と総合計画のめざす都市像「市民とともに育む環境首都・安城」を実現する取り組みのさらなる推進のため、計画を改定する。	審議会等	7、10、12、3月(4回)		環境首都推進課
				パブリックコメント	12/15～1/14		
				ワークショップ	4、5、6月		

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施時期	備考欄	担当課
9	計画の策定・変更	安城市雨水マスタープランの策定	近年の局地的な集中豪雨による浸水被害の増加、開発による流出量の増加及び下水道普及などによる河川維持流量の低下などの諸問題を総合的にとらえて、河川や調整池整備だけでなく、市域全体の雨水対策として取り組むことを目的とする。	審議会等	2回(8月、3月)		土木課
				パブリックコメント	10/20～11/19		
10	計画の策定・変更	都市計画マスタープランの策定	都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの。	審議会等	H20～H21(5回)		都市計画課
				パブリックコメント	H21年度		
11	計画の策定・変更	緑の基本計画アクションプランの策定	市民・事業者との協働による緑の育成・管理方法について、市民・事業者の意見を取り入れ実行性のある計画を策定する。	ワークショップ	12～2月(3回)		公園緑地課
12	計画の策定・変更	第2次安城市子ども読書活動推進計画の策定	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき平成18年6月に策定した計画の見直しを行うもの。	審議会等 パブリックコメント	6～3月(3回) 2/15～3/15	審議会(図書館協議会)、パブリックコメント(10人から17件)	中央図書館
13	市民参加に準ずる事項	総合計画の進捗管理及び実施計画の策定	安城市総合計画審議会条例に基づき、安城市総合計画の調整及び実施に関する審議を行う。	審議会等	11月(1回)		企画政策課
14	市民参加に準ずる事項	市制施行60周年記念市民公募事業の検討	安城市市制施行60周年記念市民公募事業検討委員会設置要綱に基づき、市制60周年を記念して行う市民公募事業の選定、審査、連絡調整等を行う。	審議会等	2、3月(2回)		企画政策課
15	市民参加に準ずる事項	市制60周年記念事業の検討	安城市市制施行60周年記念事業実行委員会設置要項に基づき、市制60周年記念事業に関する事項について、協議、承認を行う。	審議会等	11、1月(2回)	承認機関として、主要機関の長などを指名	企画政策課
16	市民参加に準ずる事項	第4次行政改革大綱に基づく集中改革プランの進捗管理	第4次行政改革大綱に基づく集中改革プランの中間・期末の進捗状況を行政改革懇話会で報告し、委員の方から意見をいただく。	審議会等	8・10月(2回)	審議会(行政改革懇話会)	経営管理課
17	市民参加に準ずる事項	行政評価	市の事務事業について、各担当課で成果指標を用いて効率性、有効性等をできるだけ客観的に評価する。また、評価の客観性向上と行政サービスの改善を図るため、「行政評価委員会」による外部評価を実施する。	審議会等	6～9月(6回)	審議会(行政評価委員会)	経営管理課
18	市民参加に準ずる事項	指定管理施設のモニタリング	指定管理者の施設の管理運営について、第三者の視点から客観的に評価を行うため、指定管理者外部評価部会による外部評価を実施する。	審議会等	6月(2回)、7月(1回)	審議会(指定管理者外部評価部会)	経営管理課
19	市民参加に準ずる事項	指定管理者の選定	公の施設の管理運営を行う指定管理者の候補者を、指定管理者選定委員会で選定する。	審議会等	7月(1回)、10月(2回)	審議会(指定管理者選定委員会)	経営管理課

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施時期	備考欄	担当課
20	市民参加に 準ずる事項	第2次安城市男女共同参画 プランの実施状況	第2次男女共同参画プランの平成21年実施状況に対 して審議する。	審議会等	6～3月(3回)		市民活動課
21	市民参加に 準ずる事項	ごみの減量、再資源化等に対 する具体的方策の協議	広く市民の英知を集め、資源循環型社会の構築に向 け、ごみの再資源化及び減量化施策を推進させるた め、ごみの減量、再資源化等への具体的方策を協議 する。	審議会等	5～3月(4回)		ごみ減量推進室
22	市民参加に 準ずる事項	池浦西公園の計画策定	公園計画において、地域住民の意見を取り入れること により、愛着感の持てる公園づくりを目指す。	ワークショップ	9～11月(3回)		公園緑地課
23	市民参加に 準ずる事項	金政公園の計画策定 (桜井区画9号公園)	公園計画において、地域住民の意見を取り入れること により、愛着感の持てる公園づくりを目指す。	ワークショップ	8～10月(3回)		公園緑地課